いう。）が付帯されていないこと。

（その他のオフ・バランス取引の信用エクスポージャーの額）

第百三十五条　店頭デリバティブ取引（クレジット・デリバティブ取引を除く。）以外のオフ・バランス取引に係る信用エクスポージャーの額は、別表十五の左欄に掲げる取引区分に応じて、同表の中欄に定める信用換算係数を当該取引の想定元本額に乗じて得られた額とする。

第二目　実効残存期間

（実効残存期間）

第百三十六条　信用エクスポージャーの実効残存期間は、次の算式により算出される加重平均残存期間とする。

$$\frac{\sum_t t \times CF_t}{\sum_t CF_t}$$

CF_tは、t時点において契約により債務者が保険会社等へ支払うべきキャッシュ・フロー

2　前項の実効残存期間の計算は、格付区分ごとに信用エクスポージャーを取引相手方グループ（第百二十五条第三項の規定に基づく取引相手方グループをいう。）で合算して行う。

3　次款に定める適格担保又は適格保証等による置換えアプローチを適用する場合であっても、第一項の実効残存期間は、適格担保又は適格保証等の残存期間を考慮せず、第一項の規定に基づく信用エクスポージャーの実効残存期間とする。

4　第一項の算式により実効残存期間を計算できない場合は、当該算式よりも保守的な手法により信用エクスポージャーの実効残存期間を計算することができる。

5　第百二十九条第一項第六号の再保険に係る信用エクスポージャーのうち、再保険による所要資本の額の削減額の実効残存期間は、一年超二年以下とする。

（法的に有効な相対ネッティング契約の実効残存期間）

第百三十七条　前条の規定にかかわらず、法的に有効な相対ネッティング契約下にある店頭デリバティブ取引の実効残存期間は、取引ごとの実効残存期間を当該取引の想定元本額で加重平均した期間とする。

第三目　リスク係数

（不動産ローン以外のリスク係数）

第百三十八条　第百二十九条第一項第一号から第六号までに掲げる信用エクスポージャーに係るリスク係数は、次の各号に掲げる信用エクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定める別表に掲げる格付区分及び実効残存期間ごとのリスク係数の欄に掲げる率とする。

一　公共部門　別表十三第一号

二　企業及び再保険　別表十三第二号

三　インフラ投資　別表十三第三号

四　証券化商品　別表十三第四号

五　再証券化商品　別表十三第五号

2　前項の格付区分は、第四条に定める格付区分を用いるものとする。なお、証券金融取引についての格付区分は、取引相手方の格付又は貸し付けられた証券の格付のうち最下位の格付区分を用いるものとする。

3　保険会社等が、保証、クレジット・デリバティブ取引その他これらに類するものの提供により信用リスクを引き受けている場合には、保証、クレジット・デリバティブ取引その他これらに類するものの対象となる債権のリスク係数を用いるものとする。

4　第百二十九条第一項第八号に掲げるその他の資産のリスク係数は、次の表の左欄に掲げる信用エクスポージャーの種類の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数とする。

信用エクスポージャーの種類	リスク係数（%）
規制対象銀行等の預金及びその他短期債権	0.4
保険約款貸付	0.0
未収保険料	8.0
代理店貸	6.3
その他の未収金及び前払費用	8.0

（不動産向け信用エクスポージャーの分類）

第百三十九条　第百二十九条第一項第七号に掲げる不動産ローンに係る信用エクスポージャーは、次の各号に掲げるものに分類してリスク係数を定める。

一　返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している居住用以外の不動産に係るもの

二　返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存していない居住用以外の不動産に係るもの

三　居住用の不動産に係るもの

（返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している居住用以外の不動産に係るもののリスク係数）

第百四十条　前条第一号の返済が専ら資金使途の目的である不動産からの賃料その他の収入に依存している居住用以外の不動産に係るもののリスク係数は、次の表の左欄に掲げるCM区分（不動産ローンに係る区分をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数とする。ただし、次項に定めるところによりCM区分を判定するに当たってLTV比率を入手することができな